

許可申請等手数料一覧表(風俗営業等関係)

令和元年 10月 1日 ~

申請等の区分		風俗営業		特定遊興	備考	
			手数料	手数料		
風俗営業・特定遊興飲食店営業	許可申請	常設	1件目 ぱちんこ屋及び ※ 政令8条に規定する営業	25,000円	24,000円	
			上記以外の場合	24,000円		
		2件目以降	ぱちんこ屋及び ※ 政令8条に規定する営業	16,400円	15,300円	
			上記以外1件につき	15,400円		
		臨時 (3か月以内)	1件目	ぱちんこ屋及び ※ 政令8条に規定する営業	15,000円	14,000円
			上記以外の場合	14,000円		
	2件目以降	ぱちんこ屋及び ※ 政令8条に規定する営業	6,400円	5,300円		
		上記以外1件につき	5,400円			
	4号営業 (パチンコ店等)	加算額	検定遊技機が含まれる場合	2,800円	25,000円(常設) +2,800円 +40円×検定機台数	
			検定遊技機(1台につき)	40円		
認定遊技機(1台につき)			0円	認定機のみ場合は 25,000円+0円		
許可証再交付			1,200円	1,100円		
許可証書換え(分割・合併・相続は手数料不要)			1,500円	1,400円		
構造設備の変更承認申請(遊技機を除く。)			9,900円	9,900円		
遊技機の入替・増設・部品交換 (遊技機の変更承認申請)		認定機のみの場合(台数による加算額無し)	2,400円	2,400円+0円		
		検定遊技機が1台でも含まれている場合	5,200円		5,200円 +40円×検定機台数	
	加算額	検定遊技機1台につき	40円			
遊技機の認定		検定を受けた型式1種類につき	4300円	4,300円×型式数 +40円×台数		
		加算額	検定遊技機1台につき		40円	
管理者講習の受講申請			2,600円	2,600円	650円/1時間	
地位の承継	相続承認申請	1件目	9,000円	8,700円		
		2件目以降(同時申請の場合)	3,800円	3,800円	9,000円(8,700円) +3,800円×(申請数-1)	
	法人の合併 又は分割申請	1件目	12,000円	12,000円		
		2件目以降(同時申請の場合)	3,800円	3,300円	12,000円+ 3,800(3,300)円×(申請数-1)	
届出の区分			手数料		備考	
性風俗関連特殊営業	届出確認書の交付	店舗型性風俗特殊営業・店舗型電話異性紹介営業		11,900円	3,400円 +8,500円×受付所件数	
		無店舗型性風俗特殊営業第1号営業の受付所新設 ※ 受付所設置可能な地域(県内は熱海市渚町)のみ		3,400円		
		加算額 受付所の数に右額を乗じた額		8,500円		
		その他		3,400円		
	届出確認書の書換え交付	無店舗型性風俗特殊営業第1号営業の受付所新設 ※ 受付所設置可能な地域(県内は熱海市渚町)のみ		1,900円	1,900円 +8,500円×受付所件数	
		加算額 受付所の数に右額を乗じた額		8,500円		
		その他		1,500円		
届出確認書の再交付			1,200円			

※ 政令8条：回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機、その他遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技させる営業で、当該遊技の結果に応じ、賞品を提供して営むもの